

■障害年金の等級見直しの動き (第三弾)

-専門家会合が最終とりまとめ-

透析は 2 級、移植後は一年間は従前の等級、eGFR 基準の新規導入等

腎疾患の障害年金の認定基準に関する見直しについて、12 月 8 日に開かれた第 4 回専門家会合は、前回の会合で厚労省から示された▼人工透析療法施行中は 2 級、▼長期透析による合併症の有無とその程度等によってさらに上位等級に認定、▼腎臓移植を受けた場合は術後 1 年間は従前の等級とする、等を最終案としてとりまとめることを了承し、夏からはじまった議論が終了しました。

今回の見直しでは、この他に eGFR (推算糸球体濾過量) による基準が特例として導入される見込みで、腎機能が低下していても身体が小さく Cr 値が低い、透析導入前の状態が評価されるものと期待されます。

積み残された移植後の障害年金の課題はパブコメで

最終案は、今後行われる意見公募 (パブリックコメント) で公開され、一般国民から広く意見を募ったうえで、新しい基準が施行されることになっています。

全腎協が主張してきた「24 時間欠かせない抗免疫療法の服用管理」や「移植でも改善されない長期透析による合併症による日常生活の制限」から「免疫抑制剤服用中は透析と同様 2 級」とする移植後の障害年金の課題は積み残されています。移植をしている方 (またはかつて移植をしていた方) で、日常生活に困難なことを感じている方は、今後予定されているこのパブリックコメントにて、どのようなことで困難な状況になっているのかを具体的に伝えていきましょう。実態を反映させた制度になるまで、あきらめず声を届けていきたいと思えます。

パブリックコメントの募集時期については、情報が入り次第各県組織を通し連絡する予定です。

■難病の医療費助成制度が 1 月から開始

-腎疾患から「I g A 腎症」と「多発性のう胞腎」が対象の難病に-

来年 1 月から新たな難病・小児慢性特定疾病の医療費助成が始まります。対象疾病が夏までに 56 から約 300 へ拡大され、自己負担限度額が変わります。

今回から助成対象となる 110 疾病 (指定難病) に、腎疾患からは「I g A 腎症」と「多発性のう胞腎」が入りました。

症状が軽く身体障害者手帳が取得できないこれら原疾患の非透析患者にとって、これまで 20 歳を過ぎると医療費の負担を軽減する国の公費負担医療制度は何もありませんでした。今回の新制度は大きな朗報です。

新しい制度では、助成の対象となるのは、症状が一定以上であることが原則とされていますが、症状が軽い場合であっても、高額な医療 (医療費総額が月 3 万 3,330 円を超える月が年間 3 回以上) を継続して受けることが必要であれば

助成の対象になります。

なお、今後夏までにさらに約190 疾病が医療費助成の対象となることが予定されています。全腎協では、現在「難治性疾患克服研究事業」に指定されている残り「難治性ネフローゼ症候群」と「急速進行性糸球体腎炎」を指定難病の対象にするよう厚労省へ要望しており、指定難病を検討する「難病検討委員会」の動向を注視しているところです。

また、腎疾患「指定難病」の難病指定医療機関・難病協力医療機関を増やしていくことが課題となっています。

難病に係る新たな医療費助成の制度

☆新たな医療費助成における自己負担限度額(月額) (単位:円)

階層区分	階層区分の基準 (()内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安)	患者負担割合:2割					
		自己負担限度額(外来+入院)					
		原則			既認定者(経過措置3年間)		
		一般	高額かつ長期(※)	人工呼吸器等装着者	一般	現行の重症患者	人工呼吸器等装着者
生活保護	—	0	0	0	0	0	
低所得Ⅰ	市町村長税 非課税(世帯) 本人年収 ~80万円	2,500	2,500	1,000	2,500	2,500	
低所得Ⅱ	本人年収 80万円超~	5,000	5,000		5,000		
一般所得Ⅰ	市町村長税 課税以上約7.1万円未満 (約160万円~約370万円)	10,000	5,000	1,000	5,000	1,000	
一般所得Ⅱ	市町村長税 約7.1万円以上約25.1万円未満 (約370万円~約810万円)	20,000	10,000		10,000		
上位所得	市町村長税約25.1万円以上 (約810万円~)	30,000	20,000		20,000		
入院時の食費		全額自己負担			1/2自己負担		

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)。

■高額療養費制度が変わります

-長期特例(透析)については変更なし-

70歳未満の医療保険の高額療養費が1月診療分から変わります。所得区分がこれまでの3区分から5区分へ細分化され、中間所得層である「一般」および「上位所得者」の負担限度額が変わります。

70歳以上および透析が対象となっている長期特例による高額療養費(特定疾

高額療養費制度における自己負担限度額等の見直し (別添1)

(見直し前) (見直し後)

年齢区分	月単位の上限額		
	標準報酬月額	医療費	
70歳未満	上位所得者 標準報酬月額53万円以上	150,000円+ (医療費-500,000円)×1% <4月目~: 83,400円>	
	一般所得者 (上位所得者・低所得者以外)	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <4月目~: 44,400円>	
	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <4月目~: 24,600円>	
	標準報酬月額53万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% <4月目~: 140,100円>	
70歳以上	標準報酬月額53万~79万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1% <4月目~: 93,000円>	
	標準報酬月額28万~50万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <4月目~: 44,400円>	
	標準報酬月額26万円以下	57,600円 <4月目~: 44,400円>	
	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <4月目~: 24,600円>	
	70~74歳 (3割・2割負担の者)	標準報酬月額28万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <4月目~: 44,400円>
		標準報酬月額26万円以下	44,400円
		Ⅱ (住民税非課税、年金収入80~160万円)	24,600円
		Ⅰ (住民税非課税、年金収入80万円以下)	15,000円
	70~74歳 (1割負担の者) 75歳以上	据え置き	

※ < > は、多数回該当の場合の自己負担限度額

病) については、据え置かれることになっており、1月から変更はありません。